

寒川町地域生活支援拠点等事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)の重度化、高齢化及び親亡き後に備え、障害者等の地域生活を推進することを目的とした支援事業(以下「地域生活支援拠点等事業」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 4 条第 1 項に規定する障害者をいう。
- (2) 障害児 法第 4 条第 2 項に規定する障害児をいう。
- (3) 地域生活支援拠点等 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成 18 年厚生労働省告示第 395 号)に規定する地域生活支援拠点等をいう。

(地域生活支援拠点等の機能)

第 3 条 この要綱において地域生活支援拠点等における機能とは、次の各号に掲げる機能をいう。

- (1) 障害者等やその家族からの緊急時の相談機能
- (2) 緊急時の受入体制の確保や必要な対応を行う機能
- (3) 障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会及び場を提供する機能
- (4) 専門的な対応の体制確保又は専門的な人材の養成等を行う機能
- (5) 多様なニーズに対応できる地域の体制づくり等を行う機能

(実施主体)

第4条 事業の実施主体は寒川町とする。

2 事業の実施に当たっては、寒川町地域自立支援協議会設置要領に規定する寒川町地域自立支援協議会やその他の関係機関との協力及び連携に努めるものとする。

(対象者)

第5条 この事業の対象となる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 町内に在住する障害者等であって、当該障害者等の介護をしている者の病
気、事故等の緊急的な理由により当該障害者等が介護されない状況にあるもの
- (2) 前号に掲げる者のほか町長が特に必要と認める者

(登録事業所の範囲)

第6条 地域生活支援拠点等として登録できる事業所は、次の各号のいずれかに該当
しなければならない。

- (1) 神奈川県又は神奈川県内の他市町村から次のいずれかに該当する旨の指定
を受けていること。
 - ア 指定障害者支援施設
 - イ 指定障害者福祉サービス事業所
 - ウ 指定障害児入所施設
 - エ 指定障害児通所支援事業所
- (2) 町の指定特定相談支援事業者又は指定一般相談支援事業者として指定を受け
ていること。
- (3) 法第79条第2項に規定する地域活動支援センターとしての届出がされ、町
の地域活動支援センターとして受託されていること。

(地域生活支援拠点等の登録手続等)

第7条 地域生活支援拠点等として登録しようとする事業所(登録しようとする事業
所が複数ある設置者にあつては、その設置者)は、寒川町地域生活支援拠点等事業

所登録等申請書(第1号様式)に当該事業所の運営規程を添えて、町長に申請し、町の登録を受けなければならない。ただし、当該事業所の運営規程に地域生活支援拠点等の機能を担う事業所であることが規定されていない場合は、町の登録を受けることができない。

2 町長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めた事業所に対し、寒川町地域生活支援拠点等事業所登録通知書(第2号様式)によりその旨を通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により地域生活支援拠点等として登録された事業所(以下「登録事業所」という。)について、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 法人名
- (2) 事業所名
- (3) 所在地
- (4) 連絡先
- (5) 実施する地域生活支援拠点等の機能
- (6) その他町長が必要と認める事項

4 第1項の規定による申請の内容を変更し、又は廃止する場合の届出については、同項の規定を準用する。

(事業の委託)

第8条 町長は、登録事業所に対し、地域生活支援拠点等事業の一部を委託するものとする。

2 前項の規定により委託を受けた事業所(以下「受託事業所」という。)は、地域生活支援拠点等に係る報酬を算定することができる。この場合において、当該事業所は、事業の趣旨及び当該事業所の担う役割を理解し、適切な運営を行うよう努めなければならない。

(調査等)

第9条 町長は、受託事業所に対して、必要に応じて地域生活支援拠点等事業の運営状況に係る調査を実施し、又は報告を求めることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。